

平成 8 年度
寺田遺跡（第90地点）
発掘調査実績報告書

平成 9 年（1997）3 月

芦屋市教育委員会

寺田遺跡第90地点実績報告

所 在 地 兵庫県芦屋市三条南町44番地1
調査主体 芦屋市教育委員会
事 業 名 木造3階建て専用住宅の建設
調査担当者 森岡秀人（芦屋市教育委員会文化財課文化財係長）
竹村忠洋（同・文化財課文化財係員）
種 別 全面調査
調査期間 平成9年2月3日～平成9年2月7日
調査参加者 調査補助員 丸谷 明
調査面積 46.1㎡（敷地面積206.81㎡）

1. 調査に至る経過

当該地（敷地面積206.81㎡）は、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災により家屋が倒壊し、住宅の再建が急がれた。その後、木造3階建て専用住宅の新築計画が進捗したが、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地である寺田遺跡の範囲内にあることから、文化財保護法第57条の2に基づく届出が、平成8年12月3日付（芦教社文第278号）で地権者（株）近畿殖産 芹澤 孝氏より本市教育委員会に提出された。計画建物は既存建物と規模・構造が異なるため、遺構や遺物包含層に影響ができる可能性があった。そこで、本市教育委員会は平成8年12月5日に土層の堆積状況、遺物包含の有無などの基礎資料を得るために確認調査を実施した。その結果、遺物包含層を確認し、計画建物の建築による遺物包含層の損壊は回避し難く、損壊を受ける建物基礎部分を本格調査して記録保存を行う必要があると判断した。そこで、平成9年2月3日から平成9年2月7日まで建物基礎部分約46.1㎡を対象とした発掘調査を実施するに至った。

なお、今回の調査は阪神・淡路大震災の被災地における住宅建設に伴うものであり、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」（平成7年3月29日、文化庁次長通知、以下「基本方針」とする）に基づいて行ったものである。

2. 調査地の位置と周辺の環境

寺田遺跡は、市域の西部、芦屋市三条南町・西芦屋町に広がる縄文時代晩期から近世に至る複合遺跡である。地形的には、芦屋川と東川が形成した扇状地上に立地する。昭和35年、市道工事に伴う土器の出土により確認され、昭和59年に初めて第1地点で発掘調査が行われて以来、平成9年3月31日現在で94次におよぶ調査が実施されている。その結果、本遺跡の範囲は東西400m、南北300mに広がり、総面積は58000㎡を測る。遺跡南西部には弥生時代前期の遺構がみられ（第16・17地点）、その南側では古代の掘立柱建物が検出されている（第1地点）。一方、遺跡北部（第55地点）や南東端（第40地点）では阪神・淡路大震災以後、共同住宅建設に伴う大規模な発掘調査が行われ、弥生時代終末から古墳時代、古代、中・近世に至る遺構が多数検出された。遺跡の中央部には室町時代後期に埋没し、

近世以降、幹線用水路として機能した東川が流下する谷地形が見られる。周辺には月若遺跡・芦屋廃寺遺跡・三条九ノ坪遺跡が隣接し、また、三条岡山遺跡・冠遺跡が近接する。本市においては遺跡が最も濃密に分布する地域の一つである。

その中にあって本地点は、古代の掘立柱建物がまとまって検出された第1地点のすぐ東方に隣接している。また、当該地東側には、隣接して東川用水路が流れる。

3. 発掘調査の概要

(1) 調査の方法と経過

当該地に計画された新築建物は2棟であるが、確認調査の結果、東側の建物相当部分については、遺物包含層を損壊しないことを確認したため、西側の建物相当部分についてのみ事前調査を行うこととした。残土は場内処理で、東側建物建築部分に仮置きした。計画建物は布基礎で、文化庁次長通知による「基本方針」にしたがって損壊部分である布基礎部分（幅80cm）のみを調査し、発掘深度も、遺物包含層が損壊を受ける計画建物の基礎掘削深度までとした（現地表からマイナス50cm, T.P. 17.347m）。調査区の設定は、各布掘りの予定区域を基準線として考え、北から南へA, B, C, …ライン、西から東へ1, 2, 3, …ラインとした。基準高は本市道路課設置のマンホール上面基準高（T.P. m）より水準測量を実施した。

確認調査の結果を参考にしながら、第1層（現表土、攪乱土）を重機掘削し、それ以下は調査限界深度まで人力で分層発掘を行った。遺物の取り上げは出土位置を各ラインごとに、出土層位を各遺構、土層ごとに記録した。

(2) 基本層位

調査区では、東部と西部で大きく堆積状況が異なる。西半部では攪乱を受けていない土層が堆積するが、調査区中央で検出された近・現代溝を境にしてその東側では近・現代盛土が堆積する。先述したとおり、当該地東側には隣接して東川用水路が流れしており、敷地内でも近・現代までこれにむかって地形的に東側に傾斜していたことが推測でき、それを平らにならすために、この地域周辺では全くみられない土を用いて整地したものと考える。

土層の名称は、層序に関係なく記録順に通し番号でアラビア数字を付した。そして、同一層内で微細な変化を認めうる場合、さらにその後にアルファベットの小文字を付加して細分した。その次には主観的な土層名をつけ、土質を色調、粒度、しまり、包含物などの順に記し、最後にその土層の性格を述べた。色調は『新版標準土色帖1995年後期版』（農林水産省農林水産技術会議事務局・財団法人日本色彩研究所監修）により、客観化を図った。なお、部分的にしか堆積しない土層については、その範囲をライン単位で明記した。

第1層 暗灰色粗砂混じり砂質土層 5Y4/1灰 粘土からシルトに直径3mm以下の粗砂を含む。しまりはふつう。現表土であり、近現代の水田耕作土層や水田床土層も含む。

第2層 淡灰紫褐色シルト層 7.5YR5/2灰褐 粒子はシルトで均質である。しまりはふつう。鉄分を斑状に含む。調査区西半でみられる。

- 第3層 暗灰褐色砂質土層 細砂で直径5mm以下の粗砂を多く含む。しまりはふつう。鉄分を含む。調査区西半でみられる。
- 第4a層 淡灰紫褐色粘性砂質土層 7.5YR3/1黒褐、極細砂～細砂で3mm以下の粗砂をやや多く含む。鉄分を含む。しまりはやや悪い。第5層との境界面に鉄分が沈着している。
- 第4b層 暗灰色粗砂混じり粘性砂質土層 N2/黒 極細砂～細砂で3mm以下の粗砂を含む。しまりはふつう。調査区南西部でみられる。
- 第5a層 灰色粘性砂質土層 10YR4/1褐灰 極細砂～細砂。しまりはふつう。鉄分を斑状に含む。中世の遺物包含層。調査区西半でみられる。
- 第5b層 暗灰青色粗砂混じり粘質土層 N/3暗灰 粘土～極細砂。しまりはふつう。直径30cm以下の礫を多く含む。炭化物を含む。中世遺物包含層。調査区西半でみられる。
- 第5c層 暗灰青色粗砂混じり粘質土層 N2/黒 粒子は第5b層と同じである。しまりはふつう。中世の遺物包含層。調査区西半でみられる。
- 第6層 黒灰色粘質土層 N1.5/黒 粘土に直径30cm大の礫を多く含む。しまりはふつう。古代の土器を大量に含む。樹皮・木材片を多く含む。炭化物を多く含む。遺物を多く含むことや包含層範囲外周に礫が多くみられることから、何らかの遺構の埋土である可能性がある。調査区西半でみられる
- 第7層 灰黄色砂層 2.5Y5/2暗灰黄 細砂が主体であるが、黄色細砂と灰色粘質土が相互に堆積している。しまりはやや悪い。炭化物を含む。調査区北西部でみられる。
- 第8層 白灰色粘土層 2.5Y8/1灰白 粘土 しまりはふつう。Bライン北壁中央部断面にしかみられないことから、土器製作用粘土貯蔵土坑などの遺構と推測する。層厚は5cm前後である。
- 第9層 黒茶色粘土層 7.5YR2/1黒 粘土。しまりは悪い。木片を層状に多量に含む。炭化物を含む。古代の土器を多量に含む上面で中世の掘立柱建物柱穴を検出する。古代遺物包含層。1ラインとBラインの深掘部でしか確認していない。
- 第10層 淡灰黄色細砂層 10YR6/2灰黃褐 細砂。しまりはふつう。調査区南西部で確認しており、第5a層をベースとして落ち込み状に一部分堆積している。
- 第11層 灰黄色細砂層 10YR5/2灰黃褐 細砂。しまりはふつう。
- 第12層 黒色粗砂混じり粘質土層 2.5Y2/1黒 粘土で3mm以下の粗砂をやや多く含む。1ライン深掘部でのみ確認しており、ベース層と考える。
- 第13層 黄灰色細砂層 2.5Y5/3黄褐 細砂。しまりはふつう。Bライン北壁でみられ、第5a層をベースとする遺構埋土である。
- 第14層 灰褐色粗砂混じり砂質土層 10YR4/3にぶい黄褐 極細砂～細砂で、3mm以下の粗砂をやや多く含む。しまりはふつう。Bライン北壁でみられ、第5b層をベースとする遺構埋土である。
- 第15層 淡黄褐色細砂層 10YR5/4にぶい黄褐 細砂。しまりはふつう。鉄分を含む。Dラインでみられる第5a層をベースとする南北方向の溝状の遺構埋土である。
- 第16層 淡灰紫色シルト層 7.5YR5/1褐灰 シルト。しまりはやや悪い。近現代溝の

- 周囲に沿ってみられ、溝によってよごされた（グライ化した）ものと考える。
- 第17層 褐色砂礫層 7.5YR4/6褐 直径10cm前後の亞角礫が主体を占める。しまりはふつう。調査区中央を北から南へ走る近現代溝（S2）の埋土である。
- 第18層 灰白青色シルト層 7.5YR8/1灰白 シルト。しまりはふつう。鉄分が斑状にみられる。調査区東半にみられ客土と考える。
- 第19層 淡灰色粗砂混じり砂質土層 10YR6/1褐灰 極細砂～細砂に直径5mm以下の粗砂、直径5cmの礫を含む。しまりはふつう。調査区東半にみられ客土か水分によって汚れた層と考える。
- 第20層 灰黄色細砂層 2.5Y5/1黄灰 細砂～粗砂。しまりはやや悪い。1ラインでみられる。
- 第21層 黄灰色細砂層 2.5Y6/3にぶい黄 細砂～粗砂。しまりはやや悪い。調査区南西隅でみられる。
- 第22層 暗灰色粗砂混じり砂質土層 5Y4/1灰 極細砂～細砂で直径3mm以下の粗砂を含む。しまりはふつう。第5c層をベースとする遺構S3（土坑）の埋土である。
- 第23層 白黄褐色シルト層 10YR8/2灰白 シルト。しまりはふつう。鉄斑がみられる。近・現代溝の周辺でみられ、第16層と同じく溝によって汚れた層と考える。
- 第24層 明橙色シルト層 10YR6/6明黄褐 シルト。しまりはふつう。鉄斑が顯著にみられる。Aラインでみられる。

（3）検出遺構

本調査は、先述したように、布基礎部分のみの調査であったために、面的に遺構を検出することが困難であった。遺構番号は、遺構の種類をまったく考慮せずに頭に「S」を冠し、それに続いてアラビア数字で検出した順番に通し番号をふった。

調査区内では、溝（S1・S2）、土坑（S3）を検出した。また、基本層位の説明で記したように、土層断面において第5層上面より掘り込まれる溝状や落ち込み状の遺構を確認しているが、平面では記録しなかった。

S1 3ライン中央、3層上面で検出した東から西に走る溝である。幅は約21cm、深さは約12cmを測る。埋土は白黄色極細砂層、10YR8/2灰白、極細砂が均質に堆積、締まりはやや悪い、特徴を示す。遺物は出土しなかった。

S2 調査区中央を北から南に走る溝である。幅約1.8m、深さ約60cmを測る。埋土は基本層位第17層（褐色砂礫層）である。埋土や若干の出土遺物から近現代の溝と考える。この溝を境にして調査区東西の堆積状況が一変していることから、この溝は水田段差に伴うものと推測する。旧地形は東川用水路に向かって、東側が低かったと推定する。

S3 1ライン南端で見つかった第5層上面から掘り込まれる土坑である。一部調査区外に広がることから遺構全体を検出することができなかつたが、長径50cm以上、短径35cm以上、深さ約15cmを測る。埋土は、基本層位第22層（暗灰色粗砂混じり砂質土層）である。

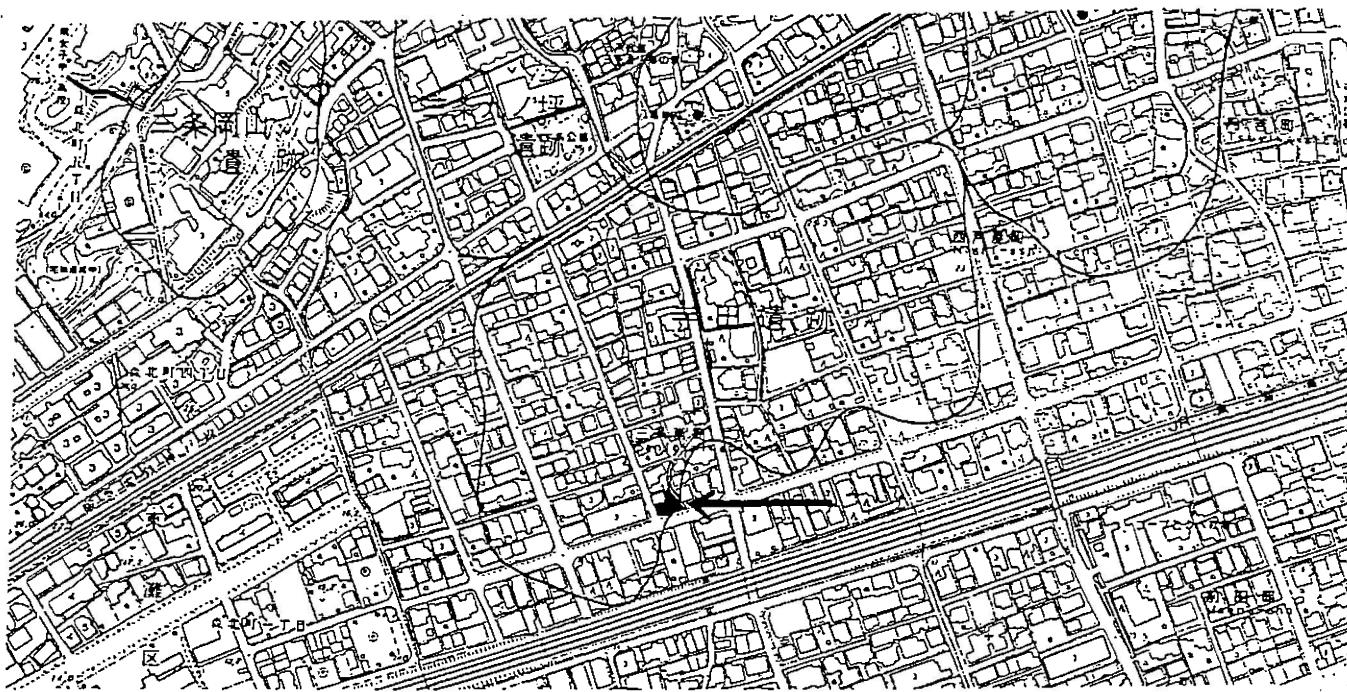
S 4 調査区西半の第5層で直径50cm以下の礫約60個が北から南へ列をなして並んで分布するのを確認した。この礫の分布の西側に第6・9層が分布し、それは多量の古代の土器を包含していた。これらの礫の分布と第6・9層の土質が粘質であることから、これを遺構とみなし、池状の遺構であると推測する。

4. 出土遺物

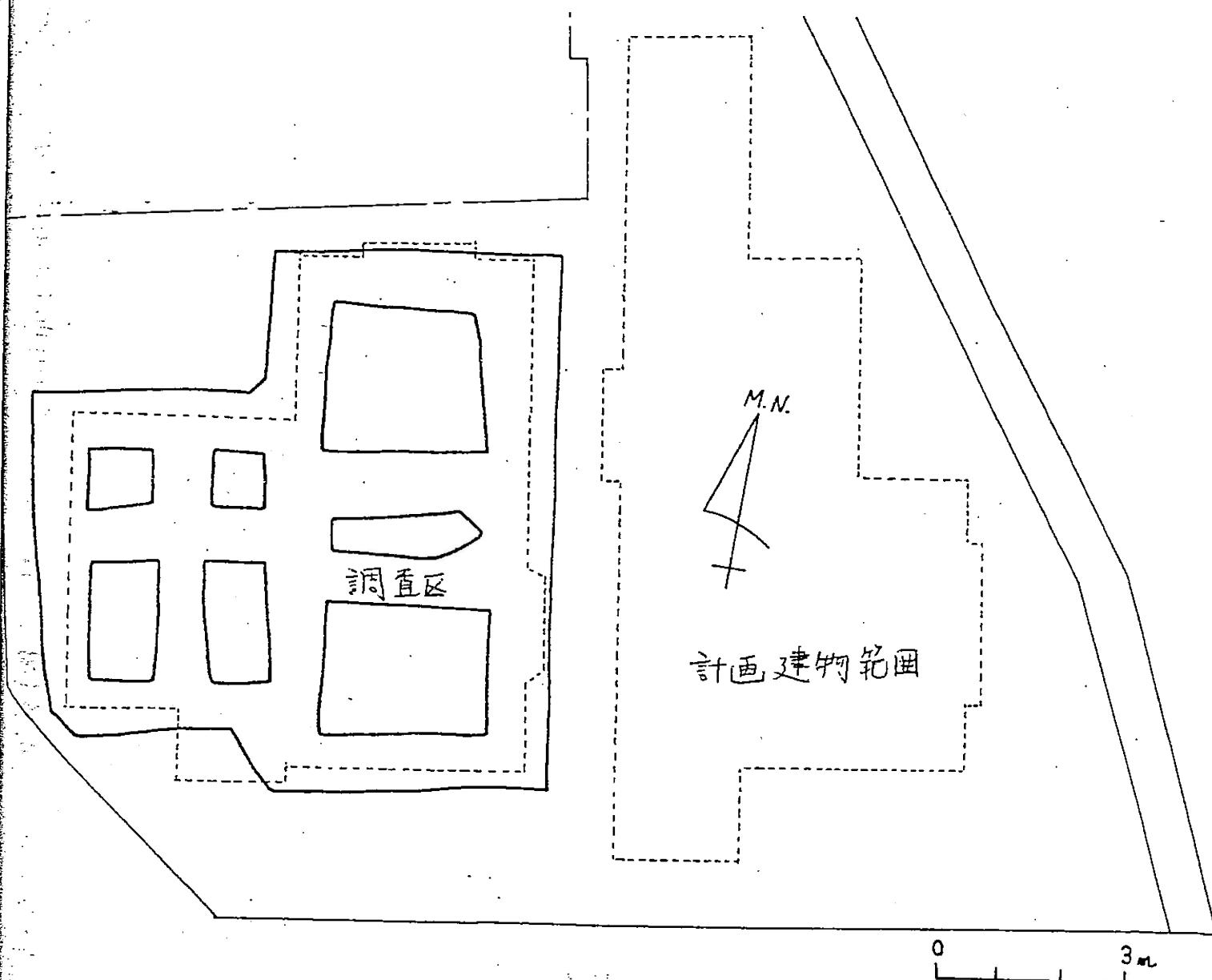
5. まとめ

本調査は、昭和59年に調査され奈良時代から平安時代初頭の掘立柱建物群が検出された第1地点に隣接することから、当初より濃密な遺構・遺物を検出することを予測した。本調査は布基礎部分のみで調査深度も限定されていたことから、明確な遺構を検出するまでには至らなかつたが、以下の調査成果を列挙することができよう。

- ①古代（8～9世紀）と中世（12～13世紀）の濃密な包含層を確認した。今回は当該期の明確な遺構は検出できなかつたが、周辺にそれらが存在する可能性は高い。
- ②古代（8～9世紀）にさかのぼる池状遺構の一部を検出した。これは、第1地点の掘立柱建物群と何らかの関係を有する施設として考える。
- ③池状遺構の多量の出土遺物の中から、墨書を有する須恵器片が5点見つかり、また、第5b層からは土馬が出土していることから、これらは第1地点における掘立柱建物群の性格を推測する資料となり得る。

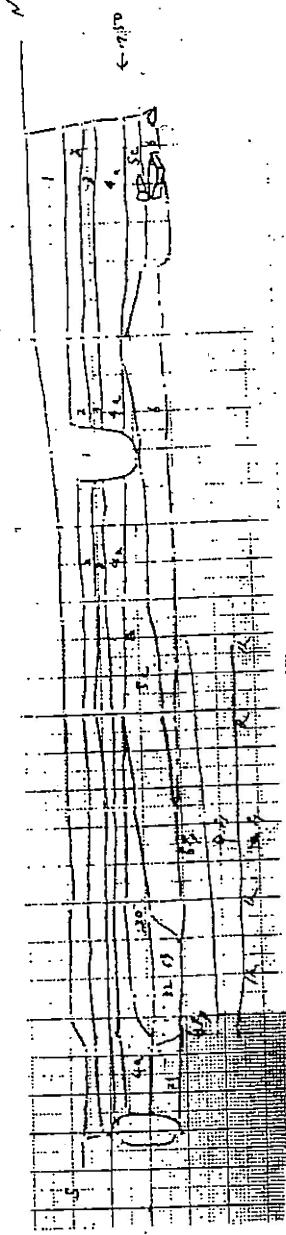


第1図 調査地位置図 ($S=1/5000$)

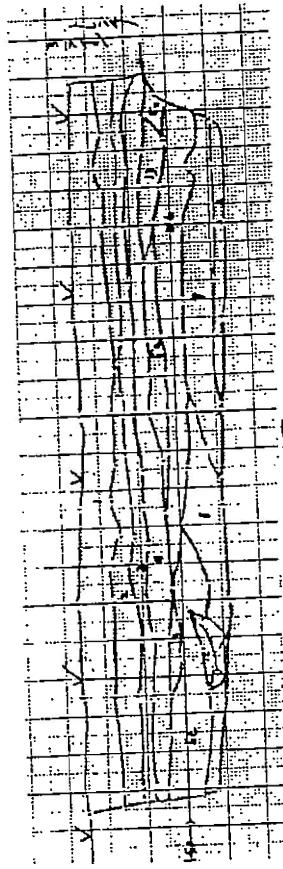


第2図 調査区配置図 ($S=1/100$)

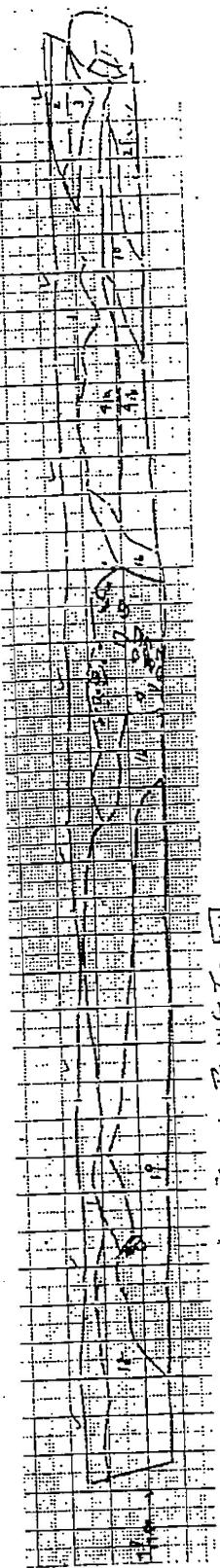
図3 四 各壁土層断面図 ($S=1/40$, 土層名は本文中)



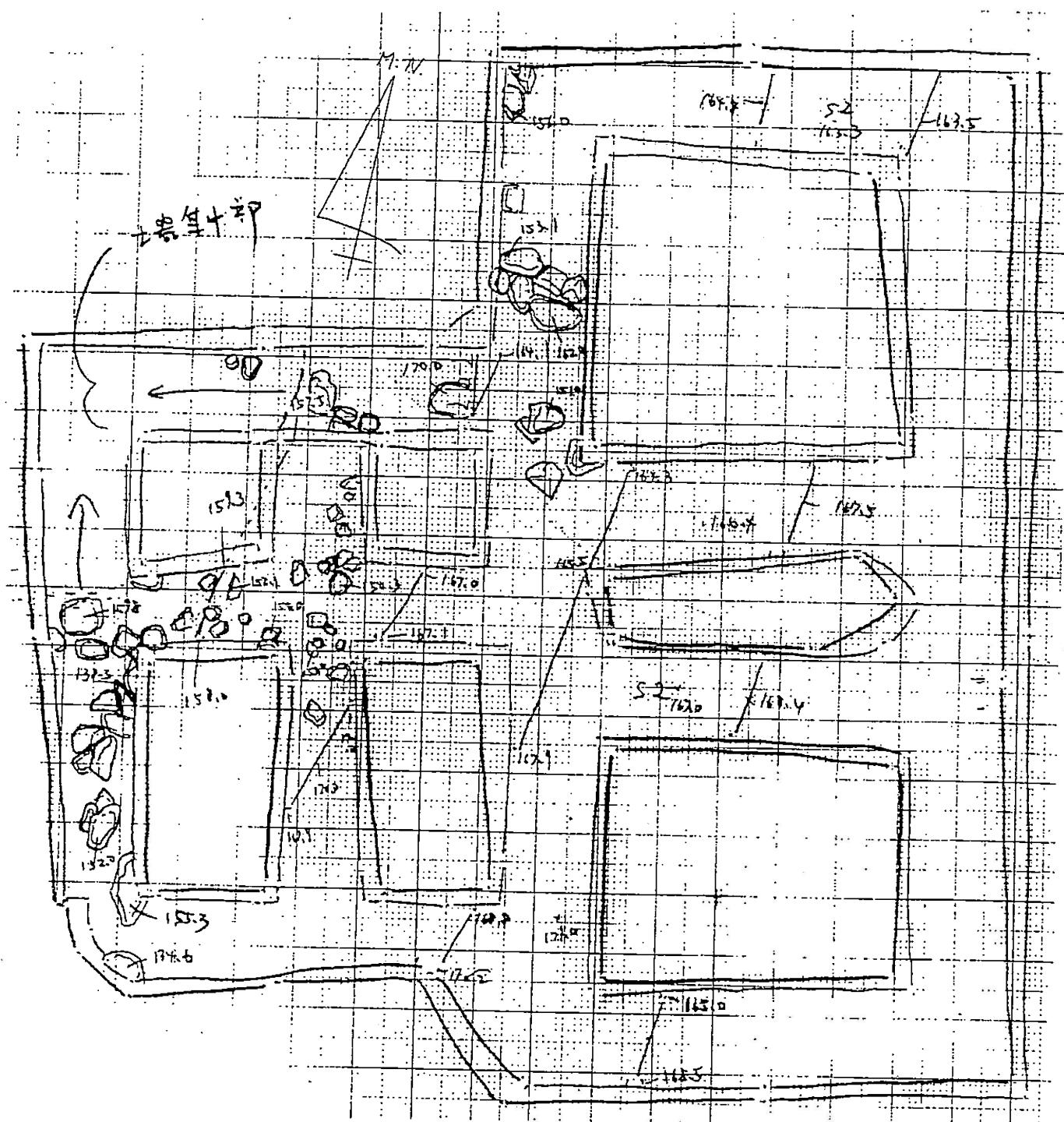
1ライン西壁 土層断面図



Bライン北壁 土層断面図



F-Gライン 南壁 土層断面図



第4図 遺構面 平面図 ($S=1/50$)